

# 令和6年度事業計画

## 1 基本方針

移植医療を推進するため、調査研究、知識の普及啓発及び移植体制の整備等に努める。

## 2 事業概要

### (1) 移植医療についての普及啓発

ア 移植医療に対する県民の理解が得られるよう、啓発用グッズ等を作成し、ポスター、リーフレットや小冊子等とともに、県、市町村、保健所、医療機関等に配布し、県等の広報紙にも掲載いただく等、積極的な啓発に努める。

イ 看護師養成校、医学部、薬学部、看護大学院、警察学校、県消防学校などにおいて、移植医療に関する講義を行う。

ウ 「目の愛護デー」及び「臓器移植普及推進月間」の時期に街頭キャンペーンを実施する。

エ 各地のイベント等において関係機関・団体の協力を得ながら年間を通じて啓発を実施する。

オ 和歌山県院内臓器移植コーディネーター養成研修を開催する。

### (2) 臓器提供者情報に対する対応

ア 和歌山県臓器移植コーディネーターを配置し、県内の医療機関から臓器提供に関する情報受信の窓口として、365日24時間対応を行う。

イ 臓器提供事例発生時の連絡調整活動を行う。

### (3) 角膜及び腎臓等の移植に関する支援等

ア 角膜移植を推進するため、眼球摘出医に対する報償を行う。

イ 腎臓移植を推進するため、移植希望者の支援を行う。

### (4) 眼球摘出・角膜等の移植及び臓器移植体制の整備充実

ア 角膜等の円滑なあっせんができるよう医療器具・医薬品の整備に努める。

イ 臓器移植が円滑に実施できるよう、臓器移植コーディネーター活動を支援する。

### (5) 眼球提供者への感謝状伝達等

眼球提供者に生花料を供え、遺族に対し弔意を表するとともに、厚生労働大臣感謝状を伝達する。

(6) 財政基盤の確立

移植医療の一層の推進を図るためには、協会の財政基盤を確立し、事業活動の充実強化に努める。

ア 賛助会員や県民の方からの寄付を募る。

イ 賛助会員、寄付者に啓発資材等を配布する。

ウ 支援団体に活動状況を十分に説明し、引き続き協力を得られるようお願いし、安定した収入の確保に努める。

エ 社会福祉法人和遊協社会福祉事業会等の助成金確保に努める。

(7) その他

公益財団法人の目的に沿って、必要な事業を推進する。